

仕様書

本仕様書はプロポーザル実施にあたり、最低限の要求事項を示すものである。提案を受け付けるにあたり、要求事項に対する手法や本仕様書に記載していない独自の提案、計画実現性を高めるための具体的な提案がされることを期待しており、そのため、受託候補者決定後、企画提案内容等により本仕様書の内容を一部変更する場合がある。

1 業務名

浅口市観光 PR 用電子雑誌制作掲載業務

2 業務の目的

本業務は、浅口市の特色（自然、景観、歴史、特産、グルメ、観光施設、イベントなど）の観光素材を活用した旅行プランの作成や様々なまち歩き、ドライブなどに有用な電子雑誌を作成・掲載し、本市の認知度向上に加え、周辺自治体や県外からの観光客誘致による交流人口の拡大を図ることを目的とする。

3 事業実施期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

4 委託業務内容等

浅口市の電子雑誌を作成し、電子雑誌媒体に 12 か月間掲載する。

(1) 観光ガイドの企画、デザイン、写真撮影、原稿データの作成、編集、校正、掲載等、電子雑誌作成にかかる全ての業務を含むものとする。

※浅口市内での写真撮影を必須とする。

(2) 観光ガイドに掲載する観光施設等への取材の協力依頼、及び調整については受託者が行うものとし、浅口市は受託者の業務の遂行に協力するものとする。

(3) 業務に必要な資料の収集や写真撮影は受託者が行うものとし、浅口市は既存資料や写真の提供など、受託者の業務の遂行に協力するものとする。

5 仕様

(1) 特集の数 4 以上

(2) 言語 日本語

(3) 成果物 電子雑誌掲載 URL

(4) 納品場所 浅口市産業建設部産業振興課

メール：sangyoshinko@city.asakuchi.lg.jp

(5) 納入期限 令和8年2月28日

6 留意事項

- (1) 著作権等の権利関係で、成果物や画像等について使用制限があれば、企画提案の段階で明示すること。なお著作権等の権利は成果物納品後、市に帰属することが望ましい。
- (2) 電子雑誌に使用するイラスト、写真、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うこととする。
- (3) 本事業に係る成果物等は浅口市の承認なしに他に流用してはならない。
- (4) 事業実施により知り得た事項を第三者に漏らし、利用してはならない。
- (5) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、浅口市と受託者との協議により業務を進めるものとする。